

平成18年度包括外部監査での指摘（平成19年3月29日）に関する対応状況について

- 1 平成18年度包括外部監査の対象は随意契約であり、その中では、委託の必要性・有効性、随意契約とした理由、契約相手方選定の判断過程、契約金額の算定について視点を置いている。
- 2 監査結果として、一部に、判断の基礎となった資料の不備、随意契約とした根拠の検討についての若干の課題、積算の根拠資料の不備を指摘し、次の意見を付している。
 - (1) 特命随契の選択は、厳格な判断の下に行う
 - (2) 随契の選択を判断した理由を具体的に明記し、その根拠となる資料を記録する
 - (3) 前年と同じ相手と随意契約を行う場合は、新たな視点に立って、調査・検討を十分行い、安易な判断を行わない
 - (4) プロポーザル方式の随意契約については、総合評価方式による入札への移行を検討する
 - (5) プロポーザル方式を継続する場合も、公募型を原則とするなど、公平性・透明性等の確保に努める
 - (6) 情報システムの調達については、互換性を検討し、将来コスト等細かく検討する
 - (7) 特例政令の理解を深めるための手段を講ずる
 - (8) 随意契約の理由、相手方選択の理由をインターネットを利用した方法で公表する
 - (9) 北海道財務規則運用方針について、具体的な類型を明確にする
 - (10) 積算の合理性、経済性を追求する方法を検討する
- 3 現在の制度等について
 - (1) 随意契約の適正な執行については、北海道財務規則、同運用方針のほか、出納局から「契約手続きに係る事務の適正執行について」、農政部、水産林務部、建設部の連名の「工事請負契約における「随意契約のガイドライン」の設定について」により具体的な判断基準や手続きを示している。
 - (2) 地方自治法施行令に定める金額を超えた随意契約については、指名委員会規定により随意契約の理由や業者の選定理由など指名選考委員会の審議を経ることとなっている。
 - (3) 公表の方法については、出納局より「入札結果等の公表の取扱いについて」、公共工事については、公共工事適正化法を受けて、農政部、水産林務部、建設部、出納局連名の「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」により、公表の時期、項目や公表の手段について具体的に定めている。
 - (4) 公共工事は積算の方法、単価や歩掛など、明確に定められており、その内容についても、随時見直しが行われている。

しかし、案件によっては、統一された積算の基準の策定が難しいものもあることから、これらの積算については慎重に対応していく必要がある。

5 随意契約の現状について

- (1) 地方自治法に基づき定められた随意契約が可能な金額を超えたものについて、随意契約とするかは契約担当者に任されており、契約相手の選考については、指名選考委員会規定により指名選考委員会の審議を得ることとなっており、随意契約となった理由も合わせて審議される。
- (2) 積算の方法については、公共工事に係るものは積算の基準等に従って行われている。その他のものについては、案件ごとに適切な方法により、各種の資料を参考にし行われている。
- (3) 契約結果等の公表については、発注三部に係る公共工事では、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」により、250万円以上の工事、100万円以上の委託業務について公表が義務づけられているが、電子調達ポータルサイトでは、随契の理由や業者選考の理由は提供されていない。
通達では各発注機関の閲覧所で公表するととなっており、そこでは、各種理由を含めて公表されているが、一部に理由等が記載されていない部所もある。
- (4) 上記以外の案件については、「入札結果等の公表の取扱いについて」により地方自治法施行令第162条の2に定める随意契約が可能な金額を超えるのものについて、理由を含めてホームページ上で公表されている。

6 問題点と課題

- (1) 「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」では、各発注期間の閲覧場所で紙ベースでの公表を基本としており、インターネットでの公表は定めていない。
発注三部については、各部の契約システムのデータを利用し、電子調達ポータルサイト上で、結果を公表しているが、随意契約の理由等がデータにないことから、データを追加する必要がある、システム改修も必要となる。
- (2) 別途作成し、ホームページ上に公表することについては、北海道は気候条件等から第一四半期に発注が集中し、上半期の執行率も85%となること、通達により公表の時期と項目が詳細に定められており、作業が重複して事務が輻輳することが予想される。

7 今後の対応

- (1) 個々の契約については、随契のあり方や業者選定について、規則等の厳格な適用に努める。
- (2) 発注三部の公共工事等に係る公表については、紙ベースで行われており、ホームページ上でも部分的に行われているが、今後システムの改修等に合わせ、インターネットによる公表の方法など検討していくこととする。
- (3) 公共工事以外の公表については、ホームページによる公表を前提としていることから、適正な制度の運用を進めていく。